

時事新報

第三千九百九十五號
明治廿四年十一月廿五日水曜日
舊曆辛卯十月廿四日 (乙卯)
出社前四時二十七分
入社前四時二十七分
月入午後一時二十六分
編輯午後六時二十分
(西曆一千八百九十一年)

帝國議會の議事筆記

第二期の帝國議會は去る廿一日を以て召集せられ
開院式の翌日即ち来る廿七日より議事を公開して復
た政論の花を咲かす事ならん依て本報は兼てより種々の
準備をなし其開會中は殊に紙數二頁乃至四頁を増して
詳細精確なる議事筆記を掲載し又簡潔なる議事の批評
をも登錄し配達は特に迅速ならしむる用意に全く
備へり故に議事公開の當日より時事新報の紙面には詳
密なる議事の記事を出し讀者を以て坐ながら日々議場
に入るの思ひあらしむるのみならず議院外の出来
事に就ても一層探訪を迅速にして記事を精細にす可し
明治廿四年十一月
時事新報社

時事新報定額

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一紙三錢〇一箇月五錢五〇三箇月十錢五〇六箇月二十
〇一年六十錢五〇〇半年三十五錢〇一月三錢
〇時事新報社より直接ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一月三錢
〇郵料ヲ加ス

時事新報廣告料(均金)

一、行 一、件 十三錢 十一日 十錢五厘
一、行 一、件 十三錢 十一日 十錢五厘

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より
各新聞社に報道を渡して各新聞社に之を受けて紙面を
擴大するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら自ら
時事新報社社員並に通信員の多きを以て斯類の社
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も専ら
本社に向て送交あらんとすべし

時事新報

議會の論勢

第二期の議會も去る開場するに就ては議場の論勢如何
は世人の最も注意する所なる可し茲に想像するに朝野
官民感情の相容れざるは年來の事にして一朝一夕の故
に非ず殊に今回大隈伯辭職の一條は民間黨に一層の決
心を促したるの姿なきに非ざれば議場の論勢も今より
想ひ見る可し或は信任投票の問題も起り或は憲法解釋
論の紛糾も生じ或は仕儀に由りては解散の出来事
あるやも知る可らず何れにしても平穩無事の経過は覺
えずしと思はるれども國會開設の上には是種の事は固
く憂鬱の前にして今更ら驚くに足らず我輩は世間の紀
律を維持せしむるもなれども議會の開場には先
て諸般の準備を述べんに前期の議會の有様を見るに
民間黨の論議は地租軽減と云ひ政黨節減と云ひ又は民
業保護の事と云ひ只皆消極論に政府を責むるの一方向
にして更に進んで國體の建設を望むの精神に乏しかり
しが如し年來の國情よりして自から政府政策の一方に
傾くは止むを得ざるの勢ありとも我輩の點より
云へば今日に當りては消極論の論議を以て及ぼすは

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

民黨の得策に非ざる可し従来の事蹟を數ふれば政府の
處置に積極過度の失策枚舉に違あらずとも是れは既に
過去の歴史にして今日の大典は寧ろ盲目に過ぎず事
を爲すの勇ききに在り地租軽減の如きは荷も経世
の心あるものは何人も其愚を笑ふ所にして恐らくは今の
政府も此説には同意せざるべからざらんとも政黨節減
其他消極論の處置に至りては決して當路者の難んする
所に非ず何事にも手を引き成る可く世間の物議を免れ
んとするは近來の政略にして豫算減額の結果として官
制の改革へも断行するに備からざる程の次第なれば
思ふに消極論の政略は議會の發言までもなく寧ろ政府
得意の手段にふそれば此一段に就て議會の攻撃は政
府を苦しむるものに非ずして却て之を助くるものと云
はざるを得ず如何となれば成る可く仕事を減少して善
惡ともに世間の物議を免るるに至れば政府は自ら安
心の地位に立つものなればなり或は從來の失策を數へ
立て其次第を推究して政府の不信を世間に表白せん
との説もある由れども過去の歴史を陳べて現在
の事を論ずるは政治家の本分に非ざるのみか斯る兒童の
手段を以て他の急務を突んとするは迂濶の極と云はざ
るを得ず左れば消極論の論議は只管政府に反對を旨と
する議會の爲めには利ならずして扱民間黨の第二の
政口は憲法の解釋、議院法の修正、言論集會諸條例の改
正等にして殊に憲法解釋論の如きは随分喧しき争を見
るべし然らんれども元來法理上の論議は其理非論
するものなれば假令議會上を勝つるも若し論
議の勢力にして今日の如くあるときは事實上益する所
は極めて少なる可し況んや其論議も一種の水掛論にし
て互に理窟のみを争ふときは勝敗の数も未だ容易に知
る可らざるものなるに於てをや實力の養成に注意せず
して單に水掛論を争ふは決して民間黨の利益に非ざる
可し然らば則ち議會の方略は如何にして可なるやと云
ふに我輩の所見を以てするに官民朝野の感情相容れざ
るは年來の事にして國會開設の如きも或は其結果
として見るも不可なき程の大策なれば今日に至りて遠
く親睦を望むも到底得べからず官民の關係既に然りと
すれば民間黨の爲めは疎るに非ざる大に反對に出で
政府に對するに如くは否し其反對は他か否し政府の政
略果して消極論の外ならざるや民間黨は更に積極
論の論議を以て之に對するに在るのみ抑も政治の争
は政治の争に外ならず彼の政略は云々にして云々の失
策あり我々を以て之に當らしめば云々の政略を論じて云
々の効果を收む可しとは政黨競争の本義にして凡そ反
對黨を以て自から任するものは此邊の規模縮減ある
可らず我國の政黨に此規模縮減を望むは或は無運なる
やも知る可らずとも既に官民相對して公然論議に争
ふ以上は自から地歩を占めて其目的を大にするべし肝
要ある可し從來の如く單に消極論の論議を以て政府を
攻むるときは政府は益々得意なる消極論の事蹟を演ず

官報

皇令第二三四號
明治二十三年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム
御 名 御 璽
明治二十三年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
皇令第二三五號
明治二十四年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム
御 名 御 璽
皇令第二三六號
明治二十三年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム
御 名 御 璽
皇令第二三七號
明治二十四年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム
御 名 御 璽
皇令第二三八號
明治二十四年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム
御 名 御 璽
皇令第二三九號
明治二十四年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム
御 名 御 璽

○文部省令第二十五號
明治十九年四月勅令第十三號
明治二十五年四月一日ヨリノ施行
○文部省令第二十六號
明治二十五年四月一日ヨリノ施行
○文部省令第二十七號
明治二十五年四月一日ヨリノ施行
○文部省令第二十八號
明治二十五年四月一日ヨリノ施行
○文部省令第二十九號
明治二十四年十一月十七日